

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に関するQ&A

令和8年4月

| | Q | A |
|---|--|--|
| 1 | 建設キャリアアップシステム(CCUS)とは何か。 | 建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)とは、技能者の就業履歴や保有資格などを業界統一のシステムに蓄積することにより、技能者の処遇改善や現場作業の効率化を図ることを目指す仕組みのことです。なお、CCUSを活用する場合は、要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル(一般財団法人建設業振興基金)」等を参照し、適正に実施してください。 |
| 2 | 工事を受注し、目標達成できなかった場合にペナルティはあるのか。 | 目標達成できなかった場合でも、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。 |
| 3 | 工事進捗により契約工期が変更となった場合、対象期間及び計測日の設定はどうすればよいか。 | 対象期間は変更後の工期で再設定してください。計測日は変更工期に応じて、要領4(3)のとおり、再設定してください。 |
| 4 | 対象期間は、いつからいつまでか。 | 対象期間は、現場着手日(工事現場において何らかの作業に着手した日)から現場完了日(当該現場作業が完了した日)までの期間となります。 |
| 5 | 契約工期に出水期間が含まれている河川工事等の場合、対象期間および計測日の設定はどうすればよいか。 | 出水期間、工事一時中止期間を除いた日数で対象期間を設定してください。計測日は要領4(3)のとおり、再設定してください。 |
| 6 | どのようにCCUSを活用していることを確認するのか。 | 工事が完成した時、工事打合簿、計測日作業リスト、計測日総括表、就業履歴月別カレンダー、設置状況写真を提出し、その他(計測日の工事安全日誌、KY活動日報、施工体系図等)は提出又は提示することで活用されていることを確認します。 |
| 8 | 現場利用料の積算はどのように行うのですか。 | 現場利用料は受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき数量を確認します。費用はカードタッチ1回あたり消費税を減じた額となります。積算は現場管理費に積上げ計上し、一般管理費の対象外とします。その金額に落札率を除いて設計金額とします。 |